アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、Web 約款をおすすめしています





〇アフラックのホームページ(https://www.aflac.co.jp/)上で、いつでも ご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。

アフラックコールセンター

フリーダイヤル



0120-555-359 👼

[平日および第2・第4土曜日]

9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

※お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様よりご連絡ください。 ※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、 便利なサービスをご利用いただけます



アフラック

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、 ご登録ください。



かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

ご登録者様限定 ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス 提供元:(株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を 提供するものではありません。





ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。

【ご確認ください】

- ◆この保険はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預貯金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度 の対象ではありません。
- ◆この保険に関するお客さまのお取引が、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

生命保険募集人 について

アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権 や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフ ラックが承諾したときに有効に成立します。

- ・本冊子に記載の保障内容および保険料は2023年4月3日現在のものです。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- •「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。"お支払いできない場合" や"新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し"など、お客さまにとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL https://www.aflac.co.jp/

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について アフラックコールセンター 0120-555-359 平日/第2・第4土曜日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

作成年月: 2023年4月 重大疾病一時金特約

AFツール-2022-0566 12月21日

郵便局からお届けする アフラックのがん保険

ご契約中の 「がん保険」を活かして

重大疾病」に備える特約

※重大疾病とは、心疾患、脳血管疾患を指します。



募集代理店

引受保険会社



少郵便局



この保険は、以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。 商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。 ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、裏面に記載の募集代理店までご連絡ください。

この冊子で ご案内する 保障分野

重大疾病 (心疾患・ 脳血管疾患) の保障

対応する 商品·特約

重大疾病一時金特約

この冊子では ご案内しておりません 万一の保障 資産形成・将来の保障 医療の保障 (病気及びケガへの備え)

この冊子は「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」です。 ご契約の際には本冊子とあわせて「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

日本郵便株式会社

当代理店はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、 告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」や「ご契約のしおり・約款」には、

ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約 "お支払いできない場合"や"新たな保険契約への乗換えので、必ずご確認ください。

のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。 やご契約の見直し"など、お客様にとって不利益となることも記載しています

本冊子

パンフレット

P.3~5

商品の特長や保障内容について記載しています。

●保険の必要性

保障の内容

など

保険料表

P.6

保険料を記載しています。

契約概要

P.7~15

契約内容に関する重要事項のうち、 特にご確認いただきたい事項を 記載しています。

●保険の特長・しくみは? ●保険料の払込方法は?

どんなときに給付金契約できる条件は?などが支払われるの?など

注意喚起情報

P.16~25

お申込みに際して特にご注意いただ きたい事項やお客様にとって不利益 となる事項を記載しています。

●告知とは?

●保障の開始はいつ?

申込みを撤回したい給付金などを請求するときは?ときは?

その他重要事項

P.26

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって 不利益となる事項を記載しています。



条件など**補足事項**を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を 記載しています。



保険の専門用語などについて 記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

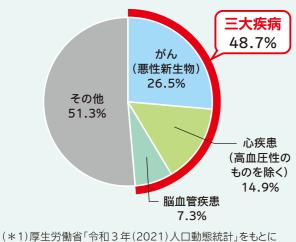
「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

「がん(悪性新生物)」とともに「三大疾病」と呼ばれる「心疾患」 「脳血管疾患」へ備えませんか?

三大疾病とは… がん 心疾患 脳血管疾患 (悪性新生物) ●胃がん ●脳卒中 ●急性心筋梗塞 ●大腸がん ●狭心症 (脳梗塞、脳内出血、 ●肺がん くも膜下出血) など ●心筋症 肝臓がん ●不整脈 ●乳がん など ●心不全 など がん保険(重大疾病一時金 重大疾病一時金特約で保障 特約を除く)で保障

●日本人の死亡原因(*1)

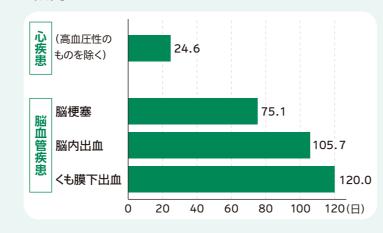
三大疾病は日本人の死亡原因の 約半数を占めています。



アフラック作成

■退院患者の平均在院日数(*2)

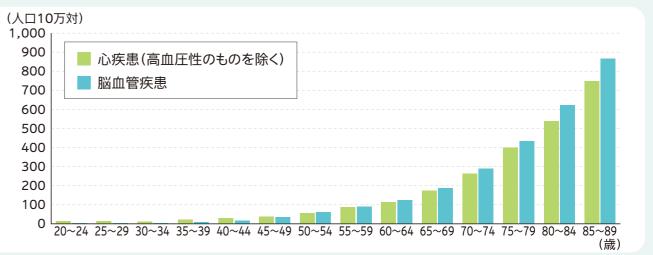
心疾患、脳血管疾患は治療が長期にわたる 傾向にあります。



(*2)厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」をもとにアフラック作成

●心疾患、脳血管疾患の受療率(*3)

心疾患、脳血管疾患は40代以降リスクが高まります。



(*3)厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」をもとにアフラック作成

●くも膜下出血で入院した場合の想定自己負担金額

治療が長期にわたると、経済的な負担が生じる可能性があります。

自宅で急に倒れ、救急搬送。くも膜下出血と診断され、一命 を取り留めたが、後遺症が残る。その後、リハビリ病院に 転院し、長期間のリハビリを行った。入院は救急搬送時から 120日(*4)におよんだ。

想定自己負担金額 1,118,505_™

- 総医療費(*5):1日あたり53.616円
- 差額ベッド代(*6):1日あたり6,613円
- ※上記は、実際にかかった医療費となります。窓口での自己負担額とは異なります。
- <自己負担額> ※入院中の治療等を含む
- 「1か月目: (入院30日) 93,515円」+「2か月目: (入院30日) 93,515円」+「3か月目: (入院30日) 93,515円」
- +「4か月目:(入院30日) 44,400円」+差額ベッド代:793,560円=合計:1,118,505円
- ※高額療養費制度を考慮して計算しています(69歳以下で年収約370万円~約770万円の場合)。 詳細は5ページをご確認ください。

(*4)入院日数は、厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」より

- (*5)厚生労働省「令和3年社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成
- (*6)厚生労働省「中央社会保険医療協議会主な選定療養に係る報告状況令和3年7月1日現在」より1日あたり平均徴収額(推計)

■保障内容

心疾患と脳血管疾患の一時金の保障

重大疾病

重大疾病一時金

①<急性心筋梗塞または脳卒中の場合> 入院をしたとき、または手術を受けたとき

初回 ②<上記以外の心疾患または脳血管疾患の場合> 継続した10日以上の入院をしたとき、 または手術を受けたとき

2回目

前回の重大疾病一時金のお支払い から1年以上経過後に、左記①または ②のいずれかに該当したとき

特約給付金額 50万円の場合

終身

保険期間

1年に1回

50万円

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、

一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です。

治療費は、高額療養費制度から支給される金額を考慮して、準備しておくと合理的です。

※2022年10月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。

下記に記載の年収はあくまで目安であり、ご加入の健康保険種類によって詳細な適用基準は異なります。 詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

	9歳以下の場合 ・0歳 女性 (所得区分②の場合)	1か月で100万円の 医療費がかかった場合 〉自己負担額は 87	,430円	
──── 窓口負担3割(30万円) ───── ───── 医療費100万円 ─────				
		公的医療保険が負担		
	Q7 /120m(*1) 212 570円	5支給 (*1)所得区分は20ため、 80.100円 (1.000.000円 367.000)	m\ \ 10/ - 07 / 20T	
	87,430円 ^(*1) 212,570円 所得区分		円)×1%=87,430円 4回目からの 自己負担限度額(*2	
1		80,100円+(1,000,000円-267,000	4回目からの	
0	所得区分	80,100円+(1,000,000円-267,000) ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの 自己負担限度額(*2	
0	所得区分 ~年収約370万円	80,100円+(1,000,000円-267,000 ひと月の自己負担限度額(世帯ごと) 57,600円	4回目からの 自己負担限度額(*2 44,400円	
0	所得区分 ~年収 約370万円 年収 約370万円~約770万円	80,100円+(1,000,000円-267,000 ひと月の自己負担限度額(世帯ごと) 57,600円 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	4回目からの 自己負担限度額(*2 44,400円 44,400円	

70歳以上の場合 1か月で100万円の 1か月で100万円の 医療費がかかった場合 自己負担額は 57,600円 例 72歳 男性 (所得区分 1 の場合) 医療費100万円 -窓口負担2割(20万円)-公的医療保険が負担 高額療養費制度から支給 自己負担 (*3) 所得区分は 1 のため、57,600円 57,600円(*3) 142,400円 4回目からの ひと月の自己負担限度額 所得区分 自己負担限度額(*2) 外来(個人ごと) (世帯ごと) 18,000円 ● 1 年収156万円~約370万円 57,600円 44,400円 [年間上限144,000円] 2 年収約370万円~約770万円 44,400円 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% **③** 年収約770万円~約1,160万円 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 93,000円 年収約1,160万円~ 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 140,100円 住民税非課税世帯 15,000円 8,000円 15,000円 (年金収入80万円以下など) (多数回該当なし) 24,600円 住民税非課税世帯(*4) 6 8,000円 24,600円 (多数回該当なし)

(*2)同一世帯(同じ健康保険に加入している方に限ります)で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回 該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

重大疾病一時金特約

個別取扱

「がん保険」の保険料払込期間が60歳/65歳払済の場合の保険料などは、募集代理店までお問い合わせください。 ※主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されていない場合は、中途付加する特約も「特定保険料払込免除特約」が付加されない保険料になります。

男性 0歳~満85歳

女性	ŧΟ	歳~	満	35	方

•	0歳~満85歳		又注	0歳~満85歳		
		保険期間/保険料払込期間:終身		保険期間/保険料払込期間:終身		
I	重大疾病一時金特約	特約給付金額50万円		重大疾病一時金特約	特約給付金額50万円	
		がん保険(「特定保険料払込免除	契約日の	がん保険(「特定保険料払込免除		
	特約なし」に付加する場合)	特約あり」に付加する場合)	満年齢	特約なし」に付加する場合)	特約あり」に付加する場合)	
L	455	465	0歳	355	370	
ŀ	465 470	475 485	1歳	360 365	375 380	
ŀ	480	485	2歳3歳	370	385	
t	490	500	4歳	380	390	
L	495	510	5歳	385	400	
H	<u>505</u> 515	520 530	6歳_ 7歳	390 395	405 415	
H	530	545	8歳	405	420	
Ľ	540	555	9歳	410	430	
H	550 565	570 585		420 425	435 445	
H	575	595	12歳	435	455	
	590	610	13歳	440	460	
_	605	625	14歳	450	470	
	620 635	640 660	15歳 16歳	460 470	480 490	
H	650	675	17歳	475	495	
ľ	665	695	18歳	485	510	
L	685	710	19歳	495	520	
	700 720	730 750		505 520	530 550	
	740	770	22歳	535	565	
	760	795	23歳	550	585	
	780	820	24歳	565	600	
_	805 820	835 860	25歳 26歳	585 605	620 645	
	845	885	27歳	625	665	
	865	915	28歳	645	690	
_	890	940	29歳	665	715	
	915 945	970 1,000	_ <u>30歳_</u> 31歳	685 705	740 760	
	975	1,030	32歳	725	780	
	1,005	1,065	33歳	740	805	
_	1,035 1,065	1,100 1,140	34歳 35歳	760 780	820 845	
	1,100	1,175	36歳	800	870	
	1,135	1,215	37歳	820	895	
L	1,165	1,255	38歳	840	925	
H	1,200 1,240	1,300 1,340	39歳 40歳	865 890	950 980	
ı	1,305	1,420	41歳	930	1,025	
	1,375	1,495	42歳	970	1,075	
L	1,450 1,530	1,585 1,675	43歳 44歳	1,015 1,060	1,125 1,170	
	1,615	1,775	45歳	1,110	1,230	
ľ	1,705	1,880	46歳	1,155	1,285	
L	1,805	1,995	47歳	1,210	1,350	
	1,905 2,015	2,125 2,255	_ 48歳_ 49歳	1,270 1,335	1,415 1,480	
	2,135	2,400	50歳	1,400	1,555	
	2,220	2,500	51歳	1,440	1,605	
H	2,310 2,400	2,615 2,730	52歳 53歳	1,480 1,530	1,655 1,705	
H	2,495	2,850	54歳	1,580	1,760	
	2,595	2,980	55歳	1,630	1,815	
	2,695	3,115	_56歳_	1,685	1,875	
	2,800 2,915	3,250 3,400	_57歳_ 58歳	1,740 1,800	1,940 2,005	
	3,035	3,555	59歳	1,860	2,080	
	3,155	3,720	60歳	1,925	2,150	
	3,285 3,425	3,890 4,080	61歳 62歳	1,995 2,065	2,225 2,310	
	3,570	4,275	63歳	2,140	2,400	
	3,725	4,475	64歳	2,220	2,485	
	3,885	4,695 4,920	65歳	2,305 2,390	2,580 2,680	
	4,060 4,235	5,160	66歳 67歳	2,390	2,680	
	4,435	5,420	68歳	2,575	2,890	
	4,635	5,695	69歳	2,680	3,005	
	4,850 5,020	5,980 6,200	70歳 71歳	2,785 2,890	3,120 3,245	
	5,195	6,430	72歳	3,010	3,380	
	5,385	6,685	73歳	3,130	3,525	
L	5,580 5,700	6,940	74歳	3,265	3,675	
H	5,790 6,015	7,200 7,465	75歳 76歳	3,405 3,555	3,835 4,005	
H	6,250	7,740	77歳	3,715	4,185	
Ĺ	6,505	8,035	78歳	3,890	4,385	
H	6,775	8,345	79歳	4,075	4,590 4,815	
	7,060 7,375	8,685 9,065	_80歳_ 81歳	4,270 4,480	4,815 5,065	
		9,495	82歳	4,715	5,340	
t	7,715					
E	8,075 8,460	9,990 10,500	83歳	4,960 5,220	5,645 5,965	

^(*4)住民税非課税世帯のうち、所得区分⑤に該当しない世帯を指します。

契約概要

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。 ご契約に際しては「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用 語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

もくじ

01 特長 7	05 保険料の払込方法
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 8	06 保険料払込経路(特約の契約日など) 14
03 給付金のお支払いなど	07 保険料に関する留意事項 15
04 契約者配当金・解約払戻金	08 お引受けの条件 ····································

01 特長

ご契約中のがん保険に重大疾病一時金特約を付加することで、治療が長期にわたり経済的な負担が大きくなる可能性のある心疾患・脳血管疾患に備えることができます。

| 02 | 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

特約の中途付加の対象となるご契約中のがん保険

特約の中途付加の対象となるご契約中の「がん保険」は以下のとおりです。保険商品と正式名称については、以下をご確認ください。

保険商品	正式名称(主契約)
新がん保険	新がん保険(A型)
スーパーがん保険(*)	新がん保険(B型)
21世紀がん保険	+\$/ /EB\$(2000)
アフラックのがん保険 $m{f}$ (フォルテ)	がん保険〔2000〕
生きるためのがん保険Days	がん保険[終身・無解約払戻金型A]
新 生きるためのがん保険Days	がん保険[低・無解約払戻金2014]
生きるためのがん保険Days1	
生きるためのがん保険Days1 ALL-in	がん保険[低・無解約払戻金2018]
生きるためのがん保険Days1 WINGS	
ご契約者のためのがん保険 $m{f}$ (フォルテ)	がん保険[無解約払戻金型]
生きるためのがん保険Daysプラス	がん保険[終身・無解約払戻金型B]
新 生きるためのがん保険Daysプラス	がん保険[無解約払戻金2014契約者用]
生きるためのがん保険Days1プラス	がん保険〔無解約払戻金2018契約者用〕
優しいがん保険	新がん保険(E型)
生きるためのがん保険寄りそうDays	特別がん保険〔無解約払戻金〕

(*)スーパーがん定期保険・スーパーがん保険23は含まれません。

ご契約中の「がん保険」が以下の場合は特約を中途付加することができません。

①主契約が有効な状態ではない場合(失効中の契約を含む)

②主契約の保険料払込期間が2年払済/5年払済/10年払済の場合

③主契約の保険料払込期間が満了している場合

4 全主契約が保険料払込免除となっている場合

⑤主契約が「21世紀がん保険」で保険期間が定期タイプの場合

⑥保険料前納期間中の場合

⑦その他、アフラックが定める条件を満たさない場合

次ページへ続く▶

▶前ページからの続き

■付加可能な主契約の契約種類と特約の被保険者の型

- ・ご契約中の「がん保険」が「新がん保険」「スーパーがん保険」「21世紀がん保険」の場合は、主契約の契約種類に応じて「本人型」「配偶者型」の特約を付加することができます。
- ・「配偶者型」は「家族契約/ご家族コース」のみに付加することができます。
- ・本冊子に記載の特約については、お子さまの保障はありません。

主契約の契約種類	主契約の被保険者 (保障の対象者)	特約の被保険者の型	特約の被保険者 (保障の対象者)	
個人契約/ ご本人コース	ご本人 (主たる被保険者/ 第1被保険者)	本人型	ご本人 (主契約の「主たる被保険者/	
家族契約/	ご本人(主たる被保険者/ 第1被保険者)とその同一戸		第1被保険者」)	
ご家族コース	籍の配偶者(従たる被保険者) /第2被保険者)および満23 歳未満のお子さま	配偶者型	主契約の「主たる被保険者/ 第1被保険者」と同一戸籍に 記載されている 「配偶者」	

■特約給付金の受取人

- ・本冊子に記載の特約給付金の受取人は、原則被保険者となります。
- ・「がん保険〔無解約払戻金型〕」に付加する特約給付金の受取人は、主契約の給付金受取人となります。
- ・「新がん保険」「スーパーがん保険」「21世紀がん保険」に付加する特約の被保険者の型に応じた 特約給付金の受取人はつぎのとおりです。

特約の被保険者の型	特約給付金の受取人		
本人型	主契約の「主たる被保険者/第1被保険者」の給付金受取人		
配偶者型	主契約の「従たる被保険者/第2被保険者」の給付金受取人		

特約の保険期間、保険料払込期間

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間
重大疾病一時金特約	重大疾病一時金特約	終身	終身 60歳払済 65歳払済

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、 あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で 受取人が法人の場合を除きます)。

※主契約が「家族契約/ご家族コース」の場合、「従たる被保険者/第2被保険者」については指定代理請求 人は指定できません。

▶▶詳しくは しおり 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

「指定代理請求特約」を付加する場合、別途手続きが必要となります(この冊子に記載の特約を中途付加されても自動的には付加されません)。詳しくはアフラックまたは募集代理店にお問い合わせください。

03 給付金のお支払いなど

▶ 参照 しおり 各種特約のお支払について

支払事由などについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「**パンフレット**」などの給付金額が記載されているページを ご確認ください。

社がなれ	WHA914	\\ \alpha \tau \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	支払対象		 +1 \$5	支払限度
特約名称	給付金名称	支払事由		上皮内 新生物	支払額	
重大疾病一時金 特約 ^(*1)	重大疾病	(初回)つぎの①②いずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的 として、手術または入院(*2)をしたとき ②心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞 および脳卒中を除く)の治療を目的と して、手術または継続10日以上の入院(*2) をしたとき (2回目以降)前回の重大疾病一時金の お支払いから1年以上経過後に、 上記①または②のいずれかに該当したとき	_		1回につき 特約給付金額	1年に1回通算支払回数は 無制限

(*1)「重大疾病一時金特約」の対象となる「重大疾病」は以下のとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①心疾患	• 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、 その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
②脳血管疾患	• 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を 引き起こしたものをいいます。

(*2) 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

特約の消滅など

●ご契約中の「がん保険」が「新がん保険」「スーパーがん保険」「21世紀がん保険」でつぎのいずれかに該当した場合、 特約は消滅します。

(1)特約の被保険者の型が本人型の場合

- ①ご本人が死亡したとき
- ※本人型とあわせて配偶者型をご契約の場合、配偶者型の特約は、そのままご継続できます。 この場合、主契約および配偶者型の特約の保険料は、従来通りお払込みいただく必要があります。

(2)特約の被保険者の型が配偶者型の場合

- ①配偶者が死亡したとき
- ②離婚などにより配偶者についての被保険者の資格がなくなったとき
- ③主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
- ●主契約が消滅した場合、付加されている全ての特約も消滅します。
- ●「重大疾病一時金特約」の取扱について

(1)主契約が無効とされた場合

- ・主契約の責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合は、「重大疾病一時金特約」も無効となります(主契約の復活の取扱が無効とされた場合には、「重大疾病一時金特約」の復活の取扱も無効となります)。
- ・主契約が無効(復活の際は復活の取扱が無効)とされる前に、「重大疾病一時金」の支払事由に該当し、「重大疾病一時金」を支払う場合には、「重大疾病一時金」の支払事由に該当したときに遡って、「重大疾病一時金特約」は消滅し、消滅時までは効力があったものとします。

(2)主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されている場合

- ・「特定保険料払込免除特約」が付加された主契約に「重大疾病一時金特約」を中途付加した場合、「重大疾病一時金特約」の責任開始期前または責任開始日から3か月以内(*3)に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合には、「重大疾病一時金特約」は無効(復活の際は復活の取扱が無効)となります。
- ・上記により「重大疾病一時金特約」が無効(復活の際は復活の取扱が無効)とされる前に、「重大疾病一時金特約」の支払事由に該当し、「重大疾病一時金」を支払う場合には、「重大疾病一時金」の支払事由に該当したときに遡って、「重大疾病一時金特約」は消滅し、消滅時までは効力があったものとします。

(*3)団体・集団取扱の場合は、責任開始日から2か月以内または告知の日から3か月以内)

04 契約者配当金·解約払戻金

契約者配当金 · 解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金がありません。

05 保険料の払込方法

- ●保険料は被保険者の性別および満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- ※主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。
- 主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の
- 年単位の契約応当日時点における満年齢となります
- (中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- ■具体的な保険料については「保険料表」、「提案書」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは **○2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** P.8~10 をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「**月払」「半年払」「年払」**があり、主契約と同一の払込方法で、特約保険料を 追加してお払込みいただきます。

※保険料の払込経路 (グ用語) によっては払込方法が限定される場合があります。

保険料払込期間

主契約の保険料払込期間が終身の場合

重大疾病一時金特約の保険料

特約保険料を終身にわたってお払込みいただきます。

保険料

中途付加日

●保険料払込期間が終身で、保険料の払方タイプが半額タイプの主契約に重大疾病一時金特約を 中途付加した場合、重大疾病一時金特約の保険料は半額になりません。

主契約の保険料払込期間が60歳/65歳払済の場合 重大疾病一時金特約の保険料 保険料払込期間が60歳/65歳払済の主契約に保険期間が終身の上記特約を中途付加する場合、 保険料払込期間を「①主契約と同一」または「②終身」から選択することができます。 ①特約の保険料払込期間を「主契約と同一」とした場合 満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える主契約の年単位の契約応当日から特約保険料の負担が なくなります。 〈例〉主契約の年単位の契約応当日が4月1日、中途付加日が7月1日、誕生日が12月1日の場合 12/1 保険料0円 主契約の年単位の 中途付加日 満60歳/満65歳の 主契約の年単位の 誕生日 契約応当日 契約応当日 ②特約の保険料払込期間を「終身」とした場合 特約保険料を終身にわたってお払込みいただきます。 保険料 中途付加日

06 保険料払込経路(特約の契約日など)

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.19~20 をご確認ください。

個別取扱(月払)

●特約の契約日:特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した月の主契約の 契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)

団体・集団取扱(月払)

- ●特約の契約日:特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した月の主契約の 契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)
- ●給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- ●集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、保険契約者の指定 口座から自動振替によりお払込みいただきます。

一補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます (保険料は個別料率に変わります)。

②用語

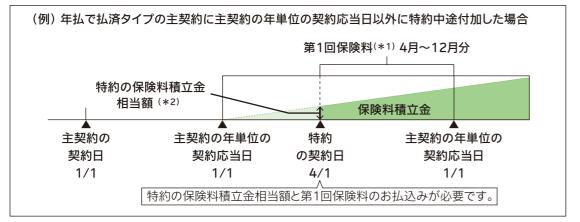
●「払込経路」とは

保険料を払込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」など。

07 保険料に関する留意事項

特約保険料の払込について

- ●主契約の保険料払込期間が終身の場合は、調整保険料(払方調整保険料)が発生する場合があります。主契約の保険料払込方法が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります。
- ●主契約の保険料払込期間が払済タイプのご契約で、年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料(*1)に加えて、保険料積立金相当額のお払込みが必要です。(*2)
- ▶▶詳しくは しおり 特約保険料の払込について をご確認ください。



- (*1)主契約の保険料払込方法(回数)が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります(「調整保険料(払方調整保険料)」といいます)。
- (*2)中途付加する特約の保険料は、特約の契約日の直前の主契約の年単位の契約応当日における被保険者の満年齢によって計算します。そのため、特約の契約日が年単位の契約応当日と異なる場合は、特約の契約日時点で積み立てるべき保険料積立金が不足するため、保険料積立金相当額の払込みが必要です(「調整保険料(一括調整保険料)」といいます)。
- ●特約の前納取扱いは主契約に準じますが、特約の保険期間を超える前納は取扱いません。

保険料払込免除

- 「特定保険料払込免除特約」を付加した主契約に特約中途付加する場合、特約も「特定保険料 払込免除特約」を付加した保険料となり、付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
- ●主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されていて免除事由に該当した場合は、中途付加 した特約についてもその後の保険料のお払込みを免除します。

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- ●保険契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります(法人契約は除きます)。
- ●被保険者の健康状態によっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- お引受けにあたっては、アフラック所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラック コールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項や 不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ ご了解のうえ、お申込みください。
- ご契約に際しては「契約概要」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

もくじ

01	反社会的勢力に該当する場合	80	解約と解約払戻金	. 23
	告知義務		新たな保険契約への乗換えや ご契約の見直し	. วา
03	お申込みの撤回または解除	U9	ご契約の見直し	2.
04	保障の開始19	10	ご契約内容の見直し方法	. 24
	お支払いできない場合 20	11	保険会社の業務または財産の 状況が変化した場合	. 21
06	給付金などのご請求 21		状況が変化した場合	۷.
07	ご契約の失効・復活 22	12	相談・照会・苦情の窓口	. 2!

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- ●保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合 または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約 のお申込みはできません。
- (*1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または 暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を 行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的 勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務



正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- ●被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知して いただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ●ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねする ことがらについて、被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。
- ●医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その 場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- ●牛命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても 告知したことにはなりません。

() 補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- ・アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金 などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについ て確認する場合があります。



「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知 された場合で、特約の保険期間の始期から2年以内のとき
- 特約の保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に 生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、 保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することは できません。なお、解除の用語の際に払戻金があれば保険契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に 関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などを お支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの 撤回または解除ができます。

- ●お申込者または保険契約者は、申込みおよび「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みま す) 払込み」がともに完了した日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有 **効)**であれば、ご契約のお申込みの撤回 ∅用語)またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回 等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- ●お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内にアフラックオフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、 またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

スマートフォンは こちらからもアクセス可

●アフラックオフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合 以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php



●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- 1記入日
- ❷撤回等の理由および撤回等をしたい意思
- 3保険契約者の自署・フリガナ
- 保険契約者の生年月日
- 6被保険者名

保険契約者の住所・電話番号

- 7特約種類
- ③証券番号(不明の場合は未記入でも可)
- ※保険契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号

アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、 お申込みの撤回等ができません。

- ●アフラックが指定した医師の診査を受けた場合
- ●すでに契約したご契約の内容を変更する場合



●「解除」とは

保険期間の途中で、アフラックの意思でご契約を消滅させること



●「撤回」とは

ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取下げること

保障の開始

申込日が保障の開始では ありません。

ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。

アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

1.ご契約中のがん保険が「新がん保険」「スーパーがん保険」「優しいがん保険」の場合

個別取扱/団体·集団取扱

重大疾病一時金特約の責任開始期:第1回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の 契約日(*1)のいずれか早い時



(*1)特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日 (応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

2.ご契約中のがん保険が上記以外の場合

個別取扱

重大疾病一時金特約の責任開始期:第1回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の 契約日(*2)のいずれか早い時



(*2)特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日 (応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

団体·集団取扱

重大疾病一時金特約の責任開始期:第1回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の 契約日(*3)のいずれか早い時



(*3)特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日 (応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対して アフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

お支払いできない場合

▶▶参照 しおり お支払いできない場合について

給付金などを お支払いできないことがあります。

- ●告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ■保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 ②用語 している場合
- ●保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得 目的によりご契約が無効になった場合
- ●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金な どの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、 重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは 契約概要 P.11~12 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること (保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

給付金などのご請求

▶参照 しおり ご契約後について

給付金などのご請求の際は、 ご連絡ください。

●給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が 生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた 場合などについても、すみやかに下記のアフラックホームページをご確認いただくか、 アフラックコールセンターにご連絡ください。



アフラックホームページ

スマートフォンは こちらからもアクセス可

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取寄せ

請求書類を郵送にてお取寄せ いただけます。

請求書類のダウンロード

パソコンサイトでは一部の請求書類を ダウンロードしていただけます。

給付金デジタル 請求サービス

インターネット上で給付金請求手続きを 完結できるサービスです。

※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック コールセンター

0120-555-359 | | | | | | | | |



受付時間:平日および第2・第4土曜日

9:00~17:00

※祝日・年末年始を除きます。

※お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様

よりご連絡ください。

※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

- ●支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。 ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- ●支払事由については 契約概要 P.11~12 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ●被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情が ある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます (法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
- **▶▶**詳しくは しおり 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

保険契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。

お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

ご契約の失効・復活

保険料のお払込みがない場合、ご契約が 失効することがあります。

ご契約の失効

主契約が失効した場合、特約も失効します。

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日 に失効します。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。 特約のみの復活はできません。

08

解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

特約の解約払戻金はありません。

主契約を解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、ご契約者にとって 不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- ●多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約 の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ●一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ●新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が 適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の 締結に際しての詐欺行為などが適用の対象となります。
- **▶▶**詳しくは<mark>02 告知義務 [P.17]</mark>をご確認ください。
- ※契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約、条件付解約などがあります。 利用する方法によって取扱条件や保険料が異なり、ご利用いただけない場合があります。



健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、 以下の見直し方法があります。

	特約の中途付加	追加契約	条件付解約	
特徴	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは 異なる内容で保障を充実 させることができます。	現在のご契約を解約し、 新しいご契約に加入する ことで、保障内容などを充実 させることができます。	
しくみ	現在のご契約にご希望の 特約を付加いただく方法 です。 現在のご契約 別の新しいご 者専用)にご 方法です。 ご契約は1件のままです。 ご契約は2件 特約 現在のご契約 現在の		保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 現在のご契約 新たなこ契約	
現在のご契約	継続します	継続します	消滅します ^(*3)	
被保険者の満年齢(*1)、 保険料率(*2)により中途 付加する特約の保険料を 計算し、現在のご契約の 保険料に加えてお払込み いただきます。		新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引下げられ、保険料が引上げられることがあります。	

- (*1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。
 - 主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における 満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- (*2) 中途付加日時点における保険料率となります。
- (*3)新たなご契約の契約日前日に解約となります。
 - また、解約払戻金などがあれば保険契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。
- ●いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。
- ■ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間(保障されない期間)」があるため、ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります(「重大疾病一時金特約」を除く)。



現在ご契約のがん保険の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

各がん保険の見直し方法の詳細について、ご不明な点がございましたら、アフラック コールセンター 0120-555-359にお問い合わせください。

(平日および第2・第4土曜日9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。)

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の 会員会社です。

- ■保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減 されることがあります。
- ●会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、 保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額など が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

ホームページ https://www.seihohogo.jp/

相談・照会・苦情の窓口

お客さまの相談・照会・苦情を お受けします。

●保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターまたは 本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話科 0120-555-359 受付 [平日および第2・第4土曜日] 時間 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

- ●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)ある いは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受け しています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さま の相談をお受けしています。
- ●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、 原則として1か月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない 場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、保険契約者 などの正当な利益の保護を図っています。
- ■この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ https://www.seiho.or.jp/

その他重要事項

- この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」 とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。
- ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを 詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

もくじ

○ 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ) …………… 26

個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

引受保険会社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに もとづいて業務を行っています。その内容は、引受保険会社ホームページにてご確認ください。